

スポーツ団体ガバナンスコード

令和2年9月

特定非営利活動法人
小金井市弓道連盟

1. ガバナンスコードの規定

原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

- (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること
- (2) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること
- (3) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

- (1) 役職員に対し コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと
- (2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと

原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

- (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること
- (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること
- (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること

原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード〈NF 向け〉の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

原則 9 通報制度を構築すべきである。

- (1) 通報制度を設けること
 - ①通報窓口を NF 関係者等に周知すること
 - ②通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課すこと
 - ③通報窓口を利用したことを理由として相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止すること

2. ガバナンスコードの遵守状況

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・「特定非営利活動促進法」を遵守している。	A
(2) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・「小金井公園弓道場ご利用案内」は遵守 ・自らの事業運営において適用される関係法令、地方公共団体が定める各種条例や規則等を調査し把握する。	B
(3) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・特定非営利活動法人小金井市弓道連盟定款に体制を明記し、その通りに整備している。	A
原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・目的（基本方針）をホームページに掲載している。 この法人は、主に小金井市に在住、在勤、在学する青少年から高齢者に至るまでの一般市民に対し、弓道という武道を通じて健全なる心身の育成と弓道普及のための支援活動を行い、生涯スポーツの振興、青少年の健全育成及び地域の安全、発展に寄与することを目的とする。	A

原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度にメールによりコンプライアンス教育を実施。 ・2020年度には、暴力行為、セクハラ、パワハラ以外に本連盟に適用される関係法令及びガバナンスコードについても教育を実施するよう検討する。 	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度にメールによりコンプライアンス教育を実施。 ・2020年度には、暴力行為、セクハラ、パワハラ以外に本連盟に適用される関係法令及びガバナンスコードについても教育を実施するよう検討する。 	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算書類の作成は、NPO 法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO 法人会計基準協議会）を遵守している。 	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金についても、NPO 法人会計基準を遵守し、適正に使用している。 	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計担当執行役員とは別の人で2名の監事を定め、会計監査を実施している。 (定款に明記している) 	

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・ 公告を義務付けられている貸借対照表をホームページで公告している。 ・ 閲覧規定に定められている事業報告書等、役員名簿、定款等を道場控室に備え置いている。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・ ホームページにおいても役員名簿、定款を開示している。	
原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則9について 通報制度を構築すべきである。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・ 相談窓口(メール)を設け、受け付けている。	
原則■について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則■について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	